

第4章 市民・事業者・市の行動

1 三者それぞれの役割

循環型社会を築くためには、市民は排出者として、物が廃棄物となる前の段階からの取組が求められます。

事業者は排出者としての取組のほかに、物の製造、加工、販売等を行う者として、2つの立場からの取組が求められます。

市は、市内の一般廃棄物の減量及び処理に関する責任主体として、こうした取組が進められるよう、仕組みづくりや働きかけ、支援を行います。そのために実施する施策は、第5章に記します。

2 市民の行動指針

(1) 3Rの推進

- 無駄なものは買わず必要なものだけを買うように心がける。
- 買物の際には、マイバッグなどを持参してレジ袋を受け取らない。また、過剰包装は断る。
- 商品を購入するときは、簡易包装商品・詰め替え商品を選択する。
- 商品を購入するときは、再生品などの環境に配慮した商品を選択する。
- 製品などは、できるかぎり長期間使用する。
- 不要になったものは必要な人に譲る。
- 使える物は、最後まで使い切る。
- リサイクルショップの利用など、不用品の再活用を図る。
- 使い捨て容器はなるべく使わないようにし、マイ箸やマイボトルを利用する。
- 食物資源(生ごみ)処理機器やコンポストなどを利用し、生ごみの堆肥化を進める。
- 集団回収などの市民の自主的な活動に参加、または協力する。
- プラスチック容器やペットボトル、紙パックなどは、買ったお店の店頭回収を積極的に利用する。
- 生ごみは、水切りをして量を減らす。
- 食材は必要な分だけ購入し、調理を工夫して使い切り、残さず食べる。
- 外食では食べ切れる量を注文する。食べ切れないときは、衛生上問題のない範囲で持ち帰って食べる。
- ごみを出すときは、資源物を適切に分別する。
- 「脱プラスチック」を意識して、行動する。【新規】

- 商品を購入するときは、廃棄処分の方法を考える。【新規】
- 図書館や電子書籍を利用する。【新規】
- 壊れても廃棄せず、可能な限り修理して使用する。【新規】
- いらなくなったものはリフォームして、別の用途に変えて使用する。【新規】
- バザー、フリーマーケット、フリマアプリ等を利用する。【新規】

(2) 適正処理の推進

- ごみや資源物を出す際には、決められた分別区分や出す時間など、出し方のルールを守る。
- 集積所の清潔保持や街の美化に努める。
- ごみの不法投棄や野外焼却はしない。
- 廃家電や粗大ごみなどの処分に、無許可の回収業者を利用しない。
- 生ごみなどをカラスなどに荒らされないように工夫して、ごみ出しする。
【新規】
- 市では収集できないものは、販売店や廃棄物処理業者に引き取りを依頼し、適切に廃棄する。【新規】

3 事業者の行動指針

排出者としての事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任で適正に処理するほか、3Rの推進や適正処理の確保に関して市の施策に協力することが求められます。

また、事業者は、拡大生産者責任（EPR）に基づいて、製造、加工、販売等の際して、その製品、容器等を通じて3Rの推進につながる取組を積極的に行うことが必要です。

事業者の望ましい行動については、次のように考えられます。

(1) 3Rの推進

① 排出者として

- それぞれの業種や規模などに応じて、事業活動における3Rの推進に取り組む。
- 食品関連事業者は、食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）にのっとり、食品ロスの削減や食品廃棄物の再生利用等に取り組む。
- 物品を購入するときは、再生品などの環境に配慮した物品を選択する。
- 物品などをなるべく長期間使用する。
- 廃棄物を排出するときは、再利用の可能な物の分別を行う。
- 事業用大規模建築物の所有者は、再利用計画書を作成する。

- 環境マネジメントシステムの導入や環境報告書を作成し、ごみを出さない事業活動に努める。【新規】
- 電子媒体の導入やLED・充電機などを取り入れ、環境に配慮した職場環境づくりに努める。【新規】
- 中古品やレンタルを利用する。【新規】
- 事業所間で物品を共有する。【新規】

② 製造者、加工者、販売者等として

- 長期間使用可能な製品や再生利用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保などに努める。
- 再生資源などを利用するよう努める。
- 包装、容器等の適正化を図り、発生抑制に努める。
- 再使用が可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収を行う方策を講じる。
- 市民が商品の購入などをする際に、適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要としたり、返却したりするときには、その回収などに努める。
- 販売者は、店頭自主回収を積極的に行う。
- 飲食店は、小盛りメニューを用意するなど、食品ロスの削減に取り組む。
- 飲食店は、使い捨て容器・食器を使用しない。【新規】
- 量り売り商品を増やすなど、販売方法を工夫し、簡易包装に努める。【新規】
- 食品ロスを出さないように、計画的な仕入れに努める。【新規】

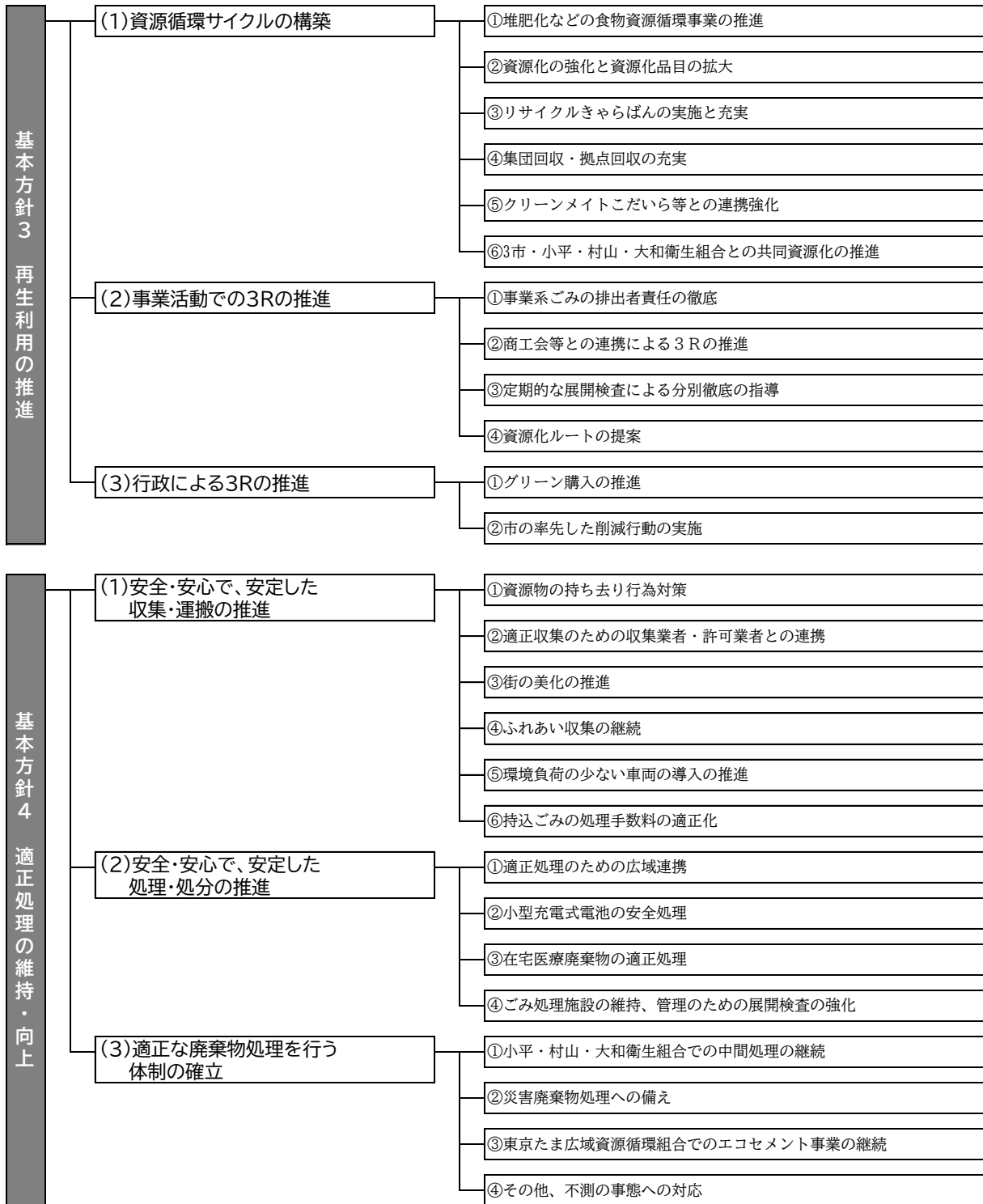
(2) 適正処理の推進

- 廃棄物処理法等の関係法令を遵守する。
- 事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに、廃棄物の処理業者に適切に処理させる。
- 処理に当たっては、再生、破碎、圧縮、焼却、脱水などの処理を適正に行う。
- 事業用大規模建築物の所有者は、廃棄物管理責任者の選任、廃棄物の保管場所の設置などを行う。
- ごみの不法投棄や野外焼却はしない。
- 事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者と契約して適切に処理を行う。【新規】
- 少量（1日平均10kg未満）排出事業者が市の収集に排出する際には、市の指定収集袋を使用して、決められた分別区分や出す時間など、出し方のルールを守る。【新規】

第5章 市が実施する施策

1 施策の体系





2 基本方針1 循環型社会の実現に向けた協働の推進

(1) 環境学習・環境教育の推進

①市の施設を活用した環境学習・環境教育の推進

平成31(2019)年4月に稼働した小平市リサイクルセンターは、各種見学施設やリプレこだいらを併設しています。同じく平成31(2019)年4月に稼働した、小平市、東大和市、武蔵村山市のペットボトルとプラスチック製容器包装の中間処理を行う「エコプラザスリーハーモニー」にも、見学施設が整備されています。

- 小平市リサイクルセンターやエコプラザスリーハーモニーなどの環境施設の見学を通じた環境教育の充実を図ります。
- 施設を常時開放にすることにより、市民や子どもたちの見学の機会の増加を図ります。
- 実際のリサイクル工程を見学できるバックヤードツアーの実施など、市民や子どもたちに興味を持ってもらえる施設見学を工夫して実施します。

②出前授業・出前講座・講習会など市の施設外での環境教育の推進

市では、職員が学校や公民館、イベント会場に出向いて、さまざまな環境教育を実施しています。

- 小学4年生を対象とした出前授業を継続します。
- 環境に関するクイズや収集業者による実際の収集の様子の説明など、市民や子どもたちに興味を持ってもらえるような内容を工夫して実施します。

(2) 分別方法の啓発

①幅広い世代に応じた周知方法の促進

若年層の市民が、資源・ごみの分別や3Rの情報を得やすいように、「小平市ごみ分別アプリ」を作成しています。資源とごみの収集カレンダー、ごみの出し方、指定収集袋の販売店などを地図で検索できるアプリです。

- 「小平市ごみ分別アプリ」の機能の拡充を図ります。
- 公式フェイスブックや公式ツイッター等による情報発信を強化します。【重点】
- 汚れのついたプラスチック製容器包装をどのくらいきれいにすれば分別収集に出せるかなど、動画による分別の説明を検討します。

②カレンダー・パンフレットなどによる排出方法の周知

市民アンケート調査によると、資源・ごみの分別を調べる方法は、一番目が冊

子「資源とごみの出し方パンフレット・収集カレンダー」、二番目が冊子「分別をよりわかりやすく」で、紙媒体による方法が多くなっています。今後も、紙媒体による、よりわかりやすい情報提供に努めます。

- 冊子「分別をよりわかりやすく」の積極的な配布の検討【重点】
- 冊子を用いた効果的な周知方法と冊子の配布方法の検討

③転入者、外国人、高齢者にもわかりやすい表示方法の検討

資源とごみの分別を進めるためには、市民の誰もが理解しやすい表示方法が重要です。外国人向けの外国語版「資源とごみの出し方」パンフレットについては、英語版、中国語版（簡体字、繁体字）、ハングル語版を作成しています。転入者に対しては、転入手続き時に「資源とごみの出し方パンフレット」を配布しています。

- 外国語版「資源とごみの出し方パンフレット」については、他の言語による作成も検討します。
- 住民登録をせずに小平市に居住する学生に小平市の分別ルールを周知するため、不動産会社や大学との連携を検討します。
- パンフレット等に使用する活字は、高齢者や視覚障がい者に配慮した活字を使用します。
- 音訳・点訳版の「資源・ごみの出し方パンフレット」の充実

④イベント等を通じた啓発促進

市民・事業者・市が一体となった環境のイベント「こだいら環境フェスティバル」では、各種展示や資源物のイベント回収、フリーマーケットなどを実施しています。令和3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、やむを得ず中止しました。新型コロナウイルス感染拡大防止のための対策をしたうえでの、イベントの開催について検討します。

- イベント会場での分別の実物展示や分別動画の上映【重点】

⑤コロナ禍における感染対策を講じた廃棄物処理

ごみの排出や収集に際しては、新型コロナウイルス感染症対策を講じた廃棄物処理を行う必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症対策のため、市民に対して、袋はしっかり縛って封をする、ごみ袋の空気を抜いて出すなどの普及啓発を継続します。
- 委託業者に対しては、手洗いや手指の消毒などの基本的な感染対策の他に、出勤前の体温測定や休憩時間をずらすなど、クラスターを発生させないような対

策について協力を要請します。

(3) 情報共有・連携

①協定団体との連携強化

3 R推進のため、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、また株式会社ジモティーとの協定を締結しました。

- セブン-イレブンとのペットボトルの店頭回収や、てまえどりポップの掲示連携の拡大
- ジモティーによる不要となった物の再利用を促し、今後の施策強化を模索【重点】

②意識向上のための情報提供

3 Rを推進するためには、市民・事業者・市が情報を共有し、協働して取り組む必要があります。そのため、市は市民や事業者に対して次のような情報提供に取り組めます。

- 毎年の資源量やごみ量、一般廃棄物処理基本計画の数値目標の達成状況などを公表します。
- 多摩地域における小平市の順位などを公表します。
- 市民が排出した資源が、具体的にどのように再利用されているかを公表します。
- 家庭ごみ有料化による収入と使い道について公表します。

③拡大生産者責任の拡充の要請

循環型社会を実現するためには、そもそも、生産、販売段階でごみになるものを出さないことが重要です。事業者は、拡大生産者責任（EPR）に基づいて、製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等を通じて3 Rの推進につながる取組を積極的に行うことが必要です。

- 拡大生産者責任に基づいて製造事業者や販売事業者（スーパー、薬局など）との協働を推進します。
- 市内の事業者（小売店舗等）に対して、資源物の店頭自主回収をはじめ、レジ袋や過剰包装の削減、ばら売りや量り売りなど3 R推進に向けた取組の実施に向けた働きかけを行います。
- 3 R推進に向けた取組を行う事業者（小売店舗等）を認定する「エコショップ こだいら（3 R推進協力店）」制度の拡充や市民へ広く広報する仕組を検討します。【重点】

④資源やごみの排出実態の把握強化

資源やごみに関する施策を立案する上で、資源やごみの排出実態を把握することが必要です。市では、重要施策の検討に際してはごみ組成分析調査を、一般廃棄物処理基本計画の改定時には市民アンケート調査を実施しています。引き続きこれらの調査を活用して、資源やごみの排出実態の把握に努めます。

- 資源やごみ質の多角的な検証を実施します。例えば、資源やごみ質は地域別特色もあることから、地域別での調査方法を研究します。

⑤廃棄物減量等推進審議会による点検・検証・見直し

廃棄物減量等推進審議会では、市民、事業者、学識経験者などの様々な視点から、ごみ減量・資源化に向けたあり方など小平市の施策について審議し、答申を行っています。

- 市の施策の方向性や重要事業の内容に関しては、廃棄物減量等推進審議会に審議などを求め、より良い施策のあり方などを検討します。
- 本計画の進捗状況等については、毎年の廃棄物減量等推進審議会に報告し、計画の改定時等には、計画のあり方や重要施策についての審議を求めます。

3 基本方針2 発生抑制・再使用の推進

(1) ごみをださない生活の推進

①食品ロス削減の推進

「第8章 食品ロス削減推進計画」参照。

- 食品ロス削減推進計画に基づいた施策の実行

②マイバックなどによる袋削減の推進

令和2(2020)年7月、プラスチック袋有料化が導入され、プラスチック袋を辞退する人が増えています。引き続き、プラスチック袋の削減を推進するための取組を推進します。

- ビン・カンなどの排出時にカゴ出しを実施することで、排出用のプラスチック袋を削減

③粗大ごみ減量施策の推進

リプレこだいらでは、家庭から収集した粗大ごみや放置自転車のうち、再利用できる物について、小平市シルバー人材センターが修理し、展示・販売を行って

います。また、木製家具や自転車の修理を行っています。引き続き、これらの事業を継続します。また、令和4(2022)年7月、ジモティーと協定を締結し、まだ使用可能な粗大ごみに関してはジモティーを用いて、リユースに誘導する取組を実施しています。

- ジモティーとの連携拡大の研究【重点】

④生ごみ処理機器補助金の推進

ごみ減量を推進するためには、燃やすごみの中で最も多い割合を占める生ごみの減量が必要です。

- より多くの市民が参加できるよう、食物資源（生ごみ）処理機器の購入費補助制度を幅広く周知します。
- 食物資源堆肥化講習会やダンボールコンポストの講習会を実施します。
- ごみとして出す際の水切りを徹底し、ごみの減量を啓発します。

(2) モノの再使用の促進

①リユースサイト・事業者との連携強化

リユースについては、リサイクルショップやレンタルサービスの他に、インターネットで個人が物を売ったり買ったりできるフリマサイトの市場が拡大しています。また、自治体とリユース業者が連携して、粗大ごみのリユースを促進する事例もあります。

- リユースについて、民間事業者との連携のさらなる拡大を検討します。

②リユース食器の活用

ごみを出さないイベントを実現するために、市内で行われるイベント、行事等を実施する市民の団体、グループなどに対して、洗って繰り返し使えるリユース食器・容器を貸し出しています。

- リユース食器の貸し出しを継続するとともに、認知度向上のための普及啓発を行います。

4 基本方針3 再生利用の推進

(1) 資源循環サイクルの構築

①堆肥化などの食物資源循環事業の推進

食物資源循環事業は、家庭から出る生ごみを専用容器で分別収集し、堆肥化を

する事業で、令和3(2021)年度には1,248世帯が参加しています。また、生ごみの自家処理の支援のために、食物資源(生ごみ)処理機器の購入費補助制度、食物資源堆肥化講習会やダンボールコンポストの講習会を実施しています。

- 食物資源循環事業について制度の周知に努めます。
- 回収方法や堆肥化方法など、よりよい手法について検討します。
- できた堆肥については、公園、公共施設の花壇、農園等での使用など、環境学習での活用を図ります。

②資源化の強化と資源化品目の拡大【重点】

市では、資源物の分別収集、集団回収、拠点回収など、品目の特性に応じてさまざまな資源化を実施しています。令和元(2019)年度には、リサイクルセンターにおいて、陶磁器食器や廃食油、小型家電等の常時回収を開始しました。

- 古紙については、ごみとして捨てられている割合の高い、雑がみの回収について普及啓発を強化します。
- プラスチック製容器包装については、分別の徹底とプラスチック製容器包装の排出方法について普及啓発を強化します。
- 既存の資源化品目の資源化を強化するとともに、新たな品目の資源化についても情報を収集し、調査・研究を進めます。

③リサイクルきゃらぼんの実施と充実

陶磁器食器、小型家電、未利用食品、廃食油、牛乳パック、雑貨を、年4回のペースで、あらかじめ日時と場所を決めて回収する「リサイクルきゃらぼん」を実施しています。

- 既存品目の資源回収については引き続き継続し、実施日の増加や回収拠点の拡充など、市民の利便性を向上する対策について検討します。
- 資源化を巡る状況などに応じて、新たな資源化品目について検討します。

④集団回収・拠点回収の充実

集団回収とは、自治会、子ども会、マンション管理組合など地域団体が主体となって、行政に頼らず自主的な資源回収をする制度です。市では、集団回収を地域コミュニティの醸成の場としての意味を持つと捉え、行政回収に優先するものと位置づけています。

- 集団回収の実施を、集合住宅や自治会に働きかけます。
- 資源価格の変動など、集団回収を巡る状況の変化を研究し、よりよい手法を模索します。

⑤クリーンメイトこだいら等との連携強化

廃棄物減量等推進員は、「クリーンメイトこだいら」を愛称に、地域の分別指導やパトロールなどを主な役割とし、このほか市との協働事業として、マイバッグキャンペーンや不法投棄監視ウィーク、資源物持ち去り行為監視月間における監視活動を実施しています。

- 地域に根ざしたクリーンメイトこだいらの特性を生かしながら連携を強化し、活動の継続と充実を図ります。【重点】
- ごみ減量・資源化に向けた新たな視点による施策を導入するため、幅広い年齢層の市民との協働を検討します。

⑥3市・小平・村山・大和衛生組合との共同資源化の推進

小平市、東大和市、武蔵村山市及び小平・村山・大和衛生組合と共同で「3市共同資源化事業基本構想」を策定し、平成31(2019)年4月には、ペットボトルとプラスチック製容器包装の中間処理を行う「エコプラザ スリーハーモニー」を稼働しました。引き続き、3市による共同資源化を継続します。

- 構成3市と小平・村山・大和衛生組合のさらなる共同資源化の協議を継続します。

(2) 事業活動での3Rの推進

①事業系ごみの排出者責任の徹底

事業者は、その事業活動に伴って生じた資源・ごみについては、自らの責任で適正に処理をする自己処理が原則です。また、3Rの推進や適正処理の確保に関して市の施策に協力することが求められます。

- 大規模事業者に対しては、事業用大規模建築物の所有者による廃棄物の発生抑制及び再利用に関する計画書の提出や、廃棄物管理責任者の選任をもとに、3R推進の取組を求めます。
- 中小の事業者に対しては、商工会など事業者団体と連携しながら、取組を求めます。

②商工会等との連携による3Rの推進

市内業者の窓口である商工会を介し、3Rの推進を図ります。

- 商工会を通じて会員宛てに定期的に3R推進の案内を送付してもらうよう要請します。

③定期的な展開検査による分別徹底の指導

事業系ごみに混入している資源物を減らすため、小平・村山・大和衛生組合に搬入されたごみについては、開封して分別に問題がないかをチェックする展開検査を継続します。

- 展開検査による分別指導の強化【重点】

④資源化ルートの提案

ごみとして処分するよりも有益なりサイクル業者への搬入ルートを提案し、また、企業イメージ等が向上することもあわせて案内します。

- 小規模事業者にも合致したりサイクルルートの提案を模索します。

(3) 行政による3Rの推進

①グリーン購入の推進

物品やサービスを購入する際に、環境負荷の小さいものを選択することをグリーン購入と言います。市では、地球の環境に配慮した物品の購入を推進します。

- グリーン調達 of 積極的な活用を推進します。

②市の率先した削減行動の実施

- 資源とごみの減量について、職員向けの情報提供を行い、ごみ減量に配慮する意識の高い職員の養成に取り組みます。

5 基本方針4 適正処理の維持・向上

(1) 安全・安心で、安定した収集・運搬の推進

①資源物の持ち去り行為対策

市による回収のために出された古紙などの資源物を、市の委託業者以外の者が無断で持ち去る行為が発生しています。市は条例を改正し、平成25(2013)年から持ち去り行為を禁止しています。

- 職員による資源物持ち去りパトロールの実施、持ち去り禁止の看板設置などにより、持ち去り防止に努めます。
- クリーンメイトこだいらと協働して、持ち去り行為に対応します。
- 警察や自治会などの地域関係団体との連携について検討します。

②適正収集のための収集業者・許可業者との連携

未分別のごみや処理困難物について、適正な収集業務を継続します。

- 収集委託業者と定期的な連絡会を開催し、連携を図ります。【重点】
- 収集業務に支障が生じるような事態においては、事前に収集業者と連携を図り、適正な収集業務の維持に努めます。

③街の美化の推進

令和4年6月1日に「小平市まちの環境美化条例」を施行しました。

- 市民や市内に居る人の一人ひとりが、街を清潔にすることを自覚し、地域の環境美化活動に協力することを促すための普及啓発を行います。
- 毎年5月30日以降の最初の日曜日をごみゼロデー、毎年10月1日から7日までをみんなでまちをきれいにする週間と定めます。
- 市内6駅周辺を環境美化推進重点地区とし、禁止事項の行為者への指導を行うため指導員を設置します。
- クリーンメイトこだいらによる排出指導や不法投棄監視活動、職員による個別の指導等を引き続き実施します。【重点】
- 不適正な分別など、排出ルールが守られない集合住宅については、管理会社を通じた排出指導等も合わせて行い、改善を図ります。

④ふれあい収集の継続

高齢化社会の進行に伴って、集積所へのごみ出しが困難な世帯が増加することが予想されます。

- 高齢者や障がい者など、集積所へのごみ出しが困難な世帯への支援のため、一定の要件を満たしている場合に、玄関先などからの収集を行うふれあい収集を継続します。
- ふれあい収集は安否確認を兼ねて実施し、対象世帯から一定期間ごみが出ていないときなどには、福祉部門と連携して対応します。

⑤環境負荷の少ない車両の導入の推進

地球温暖化防止の観点から、委託業者及び許可業者に対して、天然ガス車やハイブリッド車など、温室効果ガスの排出量の少ない車両の導入を働きかけます。

- 高額な費用がかかることから、引き続き近隣市の導入状況等を研究していきます。

⑥持込ごみの処理手数料の適正化

事業系ごみ処理手数料は排出者責任を明確にし、処理の実費相当分を負担することが妥当であることから、令和5年4月より改定される予定です。

- 引き続きごみ処理手数料については、適正な処理手数料となるよう検証し、定期的な見直しを継続します。

(2) 安全・安心で、安定した処理・処分の推進

①適正処理のための広域連携

多摩地域では、焼却施設の更新時には、必要に応じて他自治体の施設に処理を依頼する広域支援を行っています。現在、小平・村山・大和衛生組合のごみ処理施設の整備に際しては、燃やすごみの一部を近隣自治体で処理しています。今後も、安定的な処理を継続するため、多摩地域における広域支援の枠組みを維持します。

- 今後も他市との情報共有を図り、円滑な対応に努めます。

②小型充電式電池の安全処理

リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池などの小型充電式電池がごみに混入すると、発火によりごみ収集車やごみ処理施設における火災の原因になります。

- 小型充電式電池は、市の施設及びリサイクル協力店で回収します。
- 市の施設及びリサイクル協力店で回収できることを、市民に対して普及啓発していきます。
- より安全な収集及び処分方法について、研究していきます。
- 市民に対して、安全な排出方法を啓発していきます。【重点】

③在宅医療廃棄物の適正処理

進展する高齢化社会に対応するため、医療機関や薬局などと連携しながら、在宅医療廃棄物の適正処理に努めます。

- 協定に基づき、排出ルートを確保したうえで、適正な排出方法を啓発していきます。

④ごみ処理施設の維持、管理のための展開検査の強化

ごみに不適切なものが混入すると、ごみ処理施設を痛めたり、ごみ処理施設が停止する原因になったりしますので、搬入されたごみについては、開封して分別

に問題がないかをチェックする展開検査を継続します。

- 展開検査の回数を増やすなど、展開検査の強化を行います。
- 排出事業者への分別徹底の指導を行います。

(3) 適正な廃棄物処理を行う体制の確立

①小平・村山・大和衛生組合での中間処理の継続

中間処理については、施設整備を進めながら、以下のとおり処理を行います。

- ごみの中間処理は、施設整備を進めながら、小平・村山・大和衛生組合において行います。【重点】
- 現在のごみ焼却施設は老朽化・旧式化していることから、令和7年10月からの稼働に向けて、新しいごみ焼却施設を整備します。
- ペットボトル、プラスチック製容器包装の中間処理は、小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設（エコプラザスリーハーモニー）で行います。
- ビン、カン等の中間処理は小平市リサイクルセンターで行います。

②災害廃棄物処理への備え

大規模な震災や台風等の巨大な風水害が発生した場合、災害廃棄物が多量に発生します。災害廃棄物の処理については、「第7章 災害廃棄物処理計画」に基づいて実施します。

- 災害廃棄物処理計画に基づき、適正な処理を推進します。【重点】

③東京たま広域資源循環組合でのエコセメント事業の継続

小平・村山・大和衛生組合における中間処理によって生じる焼却残さについては、東京たま広域資源循環組合が管理・運営する二ツ塚廃棄物広域処分場での最終処分を行います。

- 市としての各施策の実施のほか、小平・村山・大和衛生組合での中間処理段階における資源化の拡大など、最終処分量の削減に努めます。
- 処分場への搬入廃棄物の適正化を維持します。
- 公共工事でのエコセメント製品の利用などを通じて、エコセメント事業を支援していきます。
- 燃やさないごみ・粗大ごみ破碎残さについては、埋め立てゼロを継続します。

④その他、不測の事態への対応

大規模災害以外にも、不測の事態による中間処理施設の稼働停止に対応するた

め、近隣自治体や東京都と連携して、広域支援体制を維持します。

- 様々な状況に対応し、処理・処分の継続に努めます。

第8章 食品ロス削減推進計画

1. 総論

(1) 食品ロスの発生状況

国際的に食品ロスの削減は重要な課題です。世界の食料生産量の3分の1に当たる約13億トンもの食料が毎年廃棄されていると推計されます。

日本の食品ロスは年間約522万トン（令和2（2020）年度農林水産省推計）であったと推計され、日本人の1人当たりの食品ロス量は1年で約41kgとなります。これは、日本人1人が毎日お茶碗一杯分（約113g）のご飯を捨てているのと同程度です。一方、2019年に行われた国際連合世界食糧計画（国連WFP）による世界で飢餓に苦しむ人々に向けた食料援助量は約420万tであり、日本の年間食品ロスは世界全体の食糧援助量をはるかに超える量となっています。

世界の人口は増え続けており、2050年には約97億人に達すると推計されています。また、途上国を中心に8億人以上の人々が飢えや栄養不良で苦しんでいるとされています。食品ロス対策を行わず、今のままの状況が続くことは、人口増加により食料危機に拍車がかかり、貧困層の増加を招き、国際的な紛争にもつながりかねません。

食品ロスは、単に食品の無駄という身近な問題であるだけでなく、地球規模での気候変動や水問題、貧困や飢餓問題などに大きく関係しています。そのため、食品ロスの削減が、多面的な問題解決につながるという視点を持つことがとても大切です。食品ロスの削減は、国、自治体、事業者など様々な立場の人の協力が不可欠です。また、個人一人ひとりの意識と行動が大切です。

(2) 国内外の動向

国際的には、持続可能な開発目標（SDGs）のターゲット12.3に「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる」、ターゲット12.5に「2030年までに廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」ことが盛り込まれ、食料の損失・廃棄の削減の目標が設定されています。

国では、家庭系食品ロス量については、「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30（2018）年6月閣議決定）において、平成12（2000）年度比で令和12（2030）年度までに半減させる目標を設定しています。事業系食品ロスについては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」の基

本方針において、同様の目標値を設定しています。また、令和元（2019）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、令和2（2020）年3月には、基本方針（「食品ロスの削減に関する基本的な方針」）が閣議決定されました。食品ロス削減推進法では、都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、「食品ロス削減推進計画」を策定することが努力目標とされています。

都では、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく「東京都食品ロス削減推進計画」を令和3（2021）年3月に策定し、令和12（2030）年度に向けた主要目標として、平成12（2000）年度の食品ロス発生量76万トンを半減すると掲げています。また、食品ロスに関して考えるきっかけとなることを目的とした啓発冊子「東京食品ロス0（ゼロ）アクション」を作成し、普及啓発に努めています。さらに、CO₂排出実質ゼロへのビジョンと具体的な取組・ロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」において、2050年の目指すべき姿として、食品ロス発生量の実質ゼロを掲げています。

以上を踏まえ、小平市では「小平市食品ロス削減推進計画」を策定し、市民、事業者、市が、相互に連携・協力し、食品ロス削減の取組を進めます。

（3）計画の位置付け

小平市食品ロス削減推進計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき市町村が国または都の基本方針等を踏まえて策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（市町村食品ロス削減推進計画）として位置付けます。

また、「小平市第四次長期総合計画」「小平市第三次環境基本計画」「小平市第四次一般廃棄物処理基本計画」「小平市食育推進計画」との調和を図るものとしします。

（4）計画の期間

令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化、食品ロス削減推進法その他の制度の改正などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

2. 食品ロスの現状と課題

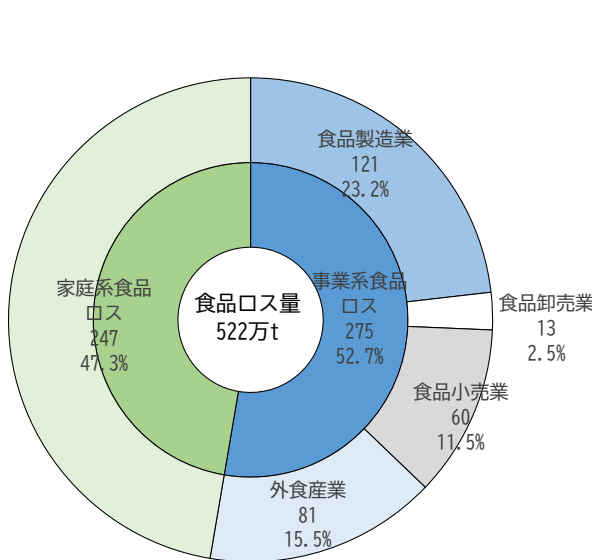
(1) 国と都の食品ロスの現状

食品ロスは事業活動を伴って発生する「事業系食品ロス」と各家庭から発生する「家庭系食品ロス」の大きく2つに分けることができます。

令和2(2020)年度の日本の食品ロスの発生量は年間約522万t(令和2(2020)年度農林水産省推計)であったと推計されます。発生量の内訳は、522万tのうち事業系食品ロスは275万t、家庭系食品ロスは247万tです。さらに事業系食品ロスの業種別発生量の割合は食品製造業23.2%、外食産業15.5%、食品小売業11.5%、食品卸売業2.5%となっています。

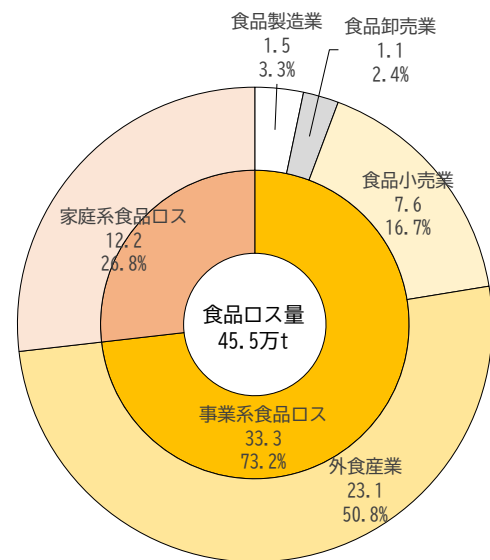
東京都においては、平成30(2018)年度の食品ロスの発生量は年間約45.5万t(平成30(2018)年度東京都環境局)であったと推計されます。発生量の内訳は、45.5万tのうち事業系食品ロスは33.3万t、家庭系食品ロスは12.2万tです。さらに事業系食品ロスの業種別発生量の割合は外食産業50.8%、食品小売業16.7%、食品製造業3.3%、食品卸売業2.4%となっており、外食産業が5割以上を占めています。

食品ロスを減らすためには、家で食品ロスが出ないようにするだけでなく、食品を買う店、外食をする店でも食品ロスを減らすことを意識する必要があります。



出典：令和2(2020)年度農林水産省

図8-1-1 日本の食品ロス量の内訳



出典：平成30(2018)年度東京都環境局

図8-1-2 東京都の食品ロス量の内訳

(2) 小平市の食品ロスの現状

令和3(2021)年度に「小平市ごみ組成分析調査」を実施しました。その結果、市の収集ごみのうち家庭ごみの燃やすごみの38.6%は生ごみでした。また、食品ロスの内訳は直接廃棄※が7.7%、食べ残し※が3.2%で合わせて10.9%でした。小平市の令和3年度の燃やすごみの量31,644tから推計すると、このうち、3,449tが食品ロスとなります。

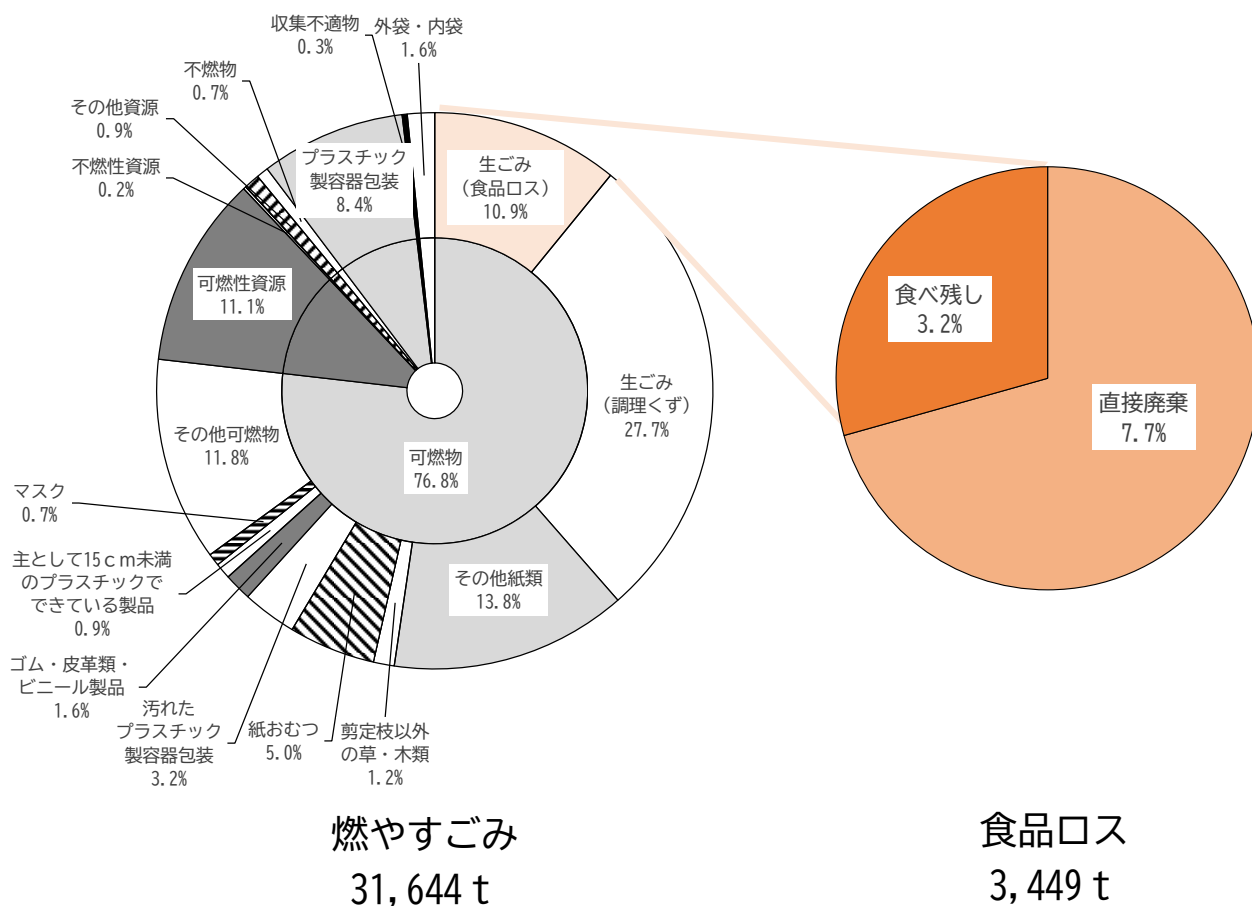


図 8-1-3 燃やすごみの食品ロスの量

食品ロス

- まだ食べられるのに廃棄されてしまう食品のことで、大きく3つに分類されます。
- 直接廃棄：賞味期限切れ等により食べられず・調理されずに直接廃棄されたもの。
 - 食べ残し：食卓に出した食品のうち食べ切らずに廃棄されたもの。
 - 過剰除去：野菜の皮を厚くむき過ぎるなどで、食べられるのに捨ててしまうもの。

3. 市の取組

食品ロスを減らすためには、市民一人ひとりや個々の事業者が主体的に食品ロスを減らすような行動を取るよう、促していく必要があります。

食品ロス削減に向けた取組として、次の施策を実施しています。

①未利用食品を回収するフードドライブ

○平成 27（2015）年より行っているイベントや「リサイクルきゃらぼん」での未
利用食品の回収

○持ち寄られた食品は小平市社会福祉協議会を通じて、「こども食堂」や生活困
窮者等に提供



【イベントにおけるフードドライブのようす】

②啓発活動

- 市報や、ホームページでイベントのお知らせや、市の取組の掲載
- 商工会を通じて、飲食店やスーパーに食品ロスへの取組の周知
- 三角柱を作成し、市役所の食堂や市役所各課、出張所、地域センター、小学校に配布



【小平市オリジナルの三角柱】

- 「食品ロス削減月間」に合わせて「てまえどり運動」の実施



【小平市オリジナルのてまえどりポップ】

③全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会への加盟

○全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会（以下、「協議会」という。）とは、地方公共団体により広く全国で食べきり運動を推進し、3Rを推進するとともに、食品ロスを削減すること等を目的として設立された自治体間のネットワークです。小平市は平成29（2017）年6月に同協議会に参加し、現在では430以上の自治体に参加しています。

市は協議会と連携し、30・10（さんまる・いちまる）運動※など食べきり運動の普及啓発を行ってきました。

※30・10（さんまる・いちまる）運動

宴会時などにおける食べ残しを減らすため、開始の30分、最後の10分は皆で料理をしっかり食べる時間を設ける取組のことで。

30・10(さんまる・いちまる)運動

乾杯後 30分は
お食事タイム



宴会なかばは
歓談タイム



残り 10分は
食べきりタイム



環境省 3010 運動普及啓発用三角柱POP



④生ごみを堆肥化するための事業

○家庭から出る食物資源（生ごみ）を分別収集し、再資源化業者に引き渡し、堆肥化を行う食物資源循環事業の実施

○ごみの減量及び生ごみの有効利用を図るため、食物資源処理機器購入費補助金の交付



【食物資源循環事業で生ごみを回収する専用のバケツ】

⑤環境教育・環境学習

- 市内の小学生（主に4年生）や中学生（特別支援学級）を対象とした、ごみの減量や3Rについての出前授業の中で、給食の食べ残しを減らすように啓発
- 市内各小・中学校の食育リーダー（栄養士等）が学校ごとに食育指導計画を毎年作成しており、その中で食品ロス削減についても啓発
- 子ども向けホームページ「こだいらKID's ぶるべーのさんぽみち」で情報を発信



【市立小学校での出前授業のようす】

⑥防災備蓄食品も積極的な有効活用

- 賞味期限の近くなった防災備蓄食品については、地域の防災訓練での利用や小平市社会福祉協議会等を通じて「こども食堂」や生活困窮者等への提供による有効活用を行っています。

4. 基本指針

本計画の基本理念である「こつこつ小平 『もったいない』が 根づくまち」は食品ロス削減の主旨にも合致します。常に「もったいない」という意識を持って、日々の生活の中でこつこつと取り組んでいき、「もったいない」が根付き、あたりまえになることで、食品ロスは減らしていくことができます。

5. 指標

食品ロスを削減するためには、一人ひとりの地道な努力が必要です。そのため、進捗状況を評価する指標として、アンケート調査に市民の食品ロス削減に関する認知度・取組等に関する項目を設定し、中間見直し時期である令和9（2027）年度における目標値を次のように設定します。

質問	選択肢	令和4年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
1か月の間に食品（食材）を捨てたことはありますか。	あまりなかった	43.4%	60.0%
食品ロスを出さないために行っていることはありますか。	必要な分だけ買う	68.8%	80.0%
	食材を無駄なく使う	61.0%	70.0%
	飲食店では食べきれぬ量を注文する	54.1%	60.0%
	料理を作りすぎない	38.2%	40.0%
	特に何もしていない	2.7%	0.0%
買い物の際、奥から商品を取ることはありますか。	よくある	26.7%	20.0%

6. 行動指針

(1) 市民の役割と行動

●情報収集と学習

- 食品ロスを巡る状況の情報を収集し、学習します。
- 食品ロスに関する料理教室など興味のある分野を通じて食品ロスを考えます。

●買うとき・作るとき・食べるとき

- 買い物前に冷蔵庫の中身を確認して無駄なものの購入を防ぎます。
- 「賞味期限」と「消費期限」をチェックして、食べきるようにします。
- 食べきる、使いきることを意識して調理し、食べ残しをしない、生ごみを出さないようにします。
- 食べられる量だけ注文し、残さず食べます。
- 料理が残ってしまったときは、飲食店に確認の上、自己責任の範囲で持ち帰ります。
- 宴会では「30・10 運動」を実践します。

●食品の保存

- 定期的に冷蔵庫内を確認し、適切な保存と食材を使い切るようにします。
- 災害時用食料の備蓄については、「ローリングストック法※」で行います。

※ローリングストック法

普段から少し多めに食材、加工品を買っておき、使ったら使った分だけ新しく買い足していくことで、常に一定量の食料を家に備蓄しておく方法



- どうしても使い切れない場合は、フードドライブを活用します。

●生ごみの堆肥化

- 食物資源循環事業に参加します。
- 食物資源処理機器を利用して生ごみを堆肥化します。

(2) 事業者の役割と行動

●一般事業者・従業者

- 従業員の昼食などで、市民と同様の取組を行います。

●飲食店や食品販売店

- 食品リサイクル法の対象事業者は、生ごみの減量やりサイクルを推進します。
- 小盛りメニューや少人数用メニューなど客層に応じた量を提供する工夫をします。
- ドギーバッグ※を用意するなど、可能な限りお客が自己責任で食べ残しを持ち帰る環境を整えます。
※ドギーバッグ：飲食店などで、食べきれなかった料理を持ち帰るための容器。
- 調理くずを出さないように、調理方法などを工夫します。
- 宴会メニューなどは、お客と相談して量を決めます。
- 宴会では「30・10 運動」を働きかけます。
- 小分け商品を採用します。
- 賞味期限・消費期限が近いものは、お得感のある販売方法を工夫します。
- 食品販売店は、売れ残りや規格外商品をフードバンクに引き渡します。
- クリスマスや節分などイベントに関係する食品は、予約購入制等を採用し、需要に応じた販売を行い、ロスが出ないように努めます。

(3) 市の役割と行動

- 多くの未利用食品がごみとして出されている実態を踏まえて、特に「もったいない」を強くアピールして、広報やイベントなどを通じて啓発します。
- イベントやりサイクルきゃらばんにおいて実施しているフードドライブを継続して行います。
- 協議会と連携し、30・10（さんまる・いちまる）運動など食べきり運動の普及、啓発を行います。
- 外食産業から出る食品ロスの削減を推進するため、食べ残し削減に取り組む飲食店を協力店として認定し、市からも広報を行うなど、市内飲食店に働きかけ、サポートを行い、連携を図ります。
- ごみ組成分析調査を定期的実施し、分析結果を市民へ周知するとともに、分析結果から得られたデータをもとに効果的な施策を検討します。

賞味期限と消費期限

■賞味期限…「おいしく食べられる期限」

記載されている保存方法を守っていた場合に、表示の「年月日」まで、品質が変わらずにおいしく食べられる期限です。この期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではありません。スナック菓子、カップめん、レトルト食品、かんづめ、ペットボトル飲料など、いたみにくい食品に表示されています（作ってから3か月以上もつものは「年月」で表示することもあります）。



■消費期限…「安全に食べられる期限」

記載されている保存方法を守っていた場合に、表示の「年月日」まで安全に食べられる期限です。お弁当、おにぎり、サンドイッチ、総菜、ケーキなど、いたみやすい食品に表示されています。



家庭で食品ロスを減らすコツ

■買う時

- 買い過ぎや買い忘れを減らすため、買い物前に冷蔵庫をチェックします。
- 量り売りを活用し、食べる分・使う分だけ買います。
- すぐに食べる・調理するときは、消費期限・賞味期限が近い商品を選びます。



冷蔵庫をチェック！

■保存する時

- 調理で余った食材は、食材に合わせた保存方法で鮮度を保ち使い切ります。
- 透明な容器に保存し、食材の名前と日付を記入するなど、何があるかひと目でわかるように整理し、使い忘れをなくします。



食材名と日付で
わかりやすく！

■調理する時

- 捨ててしまいがちな葉っぱや皮、切れ端なども調理方法を工夫して使います。
- 先に買った食材や傷みやすい食材から先に使います。
- 食べ残した料理もリメイクレシピで新しいおかずを作ります。



リメイクレシピで新しいおかずに変身！

■食べる時

- 食べきれない量だけお皿に盛り付け、残さず食べます。
- サラダなどの傷みやすい料理を先に食べ、煮物などの日持ちのする料理を後に食べるなど、食べる順番を工夫して無駄なく食べきります。



きれいに食べきり、
ごちそうさま！

ダンボールコンポスト

■用意するもの

- しっかりしたダンボール（サイズの例：タテ 32cm、ヨコ 46cm、高さ 29cm）
- 基材 腐葉土 20ℓ、米ぬか 7ℓ
- ガムテープまたはクラフトテープ
- 底に敷く新聞紙またはダンボール
- 虫除け用布製カバー
- シャベル
- 通風のための台（プラスチックの網状の苗入れやブロックなど）
- 温度計



■準備

- ①ダンボールを組み立てます。
- ②次に底の内側も縦に 1 本、横に 2 本テープで貼り付けます。
- ③ダンボールの上の部分の中へ折り曲げ、その端をテープで貼り付けます。
- ④四隅の外側をテープでおさえます。
- ⑤底に新聞紙かダンボールを敷きます。
- ⑥基材の腐葉土と米ぬかをよく混ぜて床を作ります（深さは約 15cm）。

■生ごみを入れます

- ①生ごみを入れる量は、1 日に最大 1 kg くらいまで。
- ②生ごみを、2~3cm 程度に切ります。水分の多いものは干します。
- ③シャベルで床を掘り、その穴に生ごみを入れ、米ぬかを一握りか二握りかけ、よく混ぜて、その上に基材をかけてシャベルでつつき埋めならしめます。
- ④この作業を毎日繰り返します。
- ⑤床の温度は夏は 60℃、冬は 40℃くらいになります。

生ごみを投入する前と後で温度計で測り比べてみましょう。

■入れないほうが良い生ごみ

玉ねぎの皮・貝殻・鶏の骨・とうもろこしの皮や芯・梅干しの種・ナッツ類の殻・タケノコの皮など。柑橘類の皮も小さく切るか、投入を控えてください。

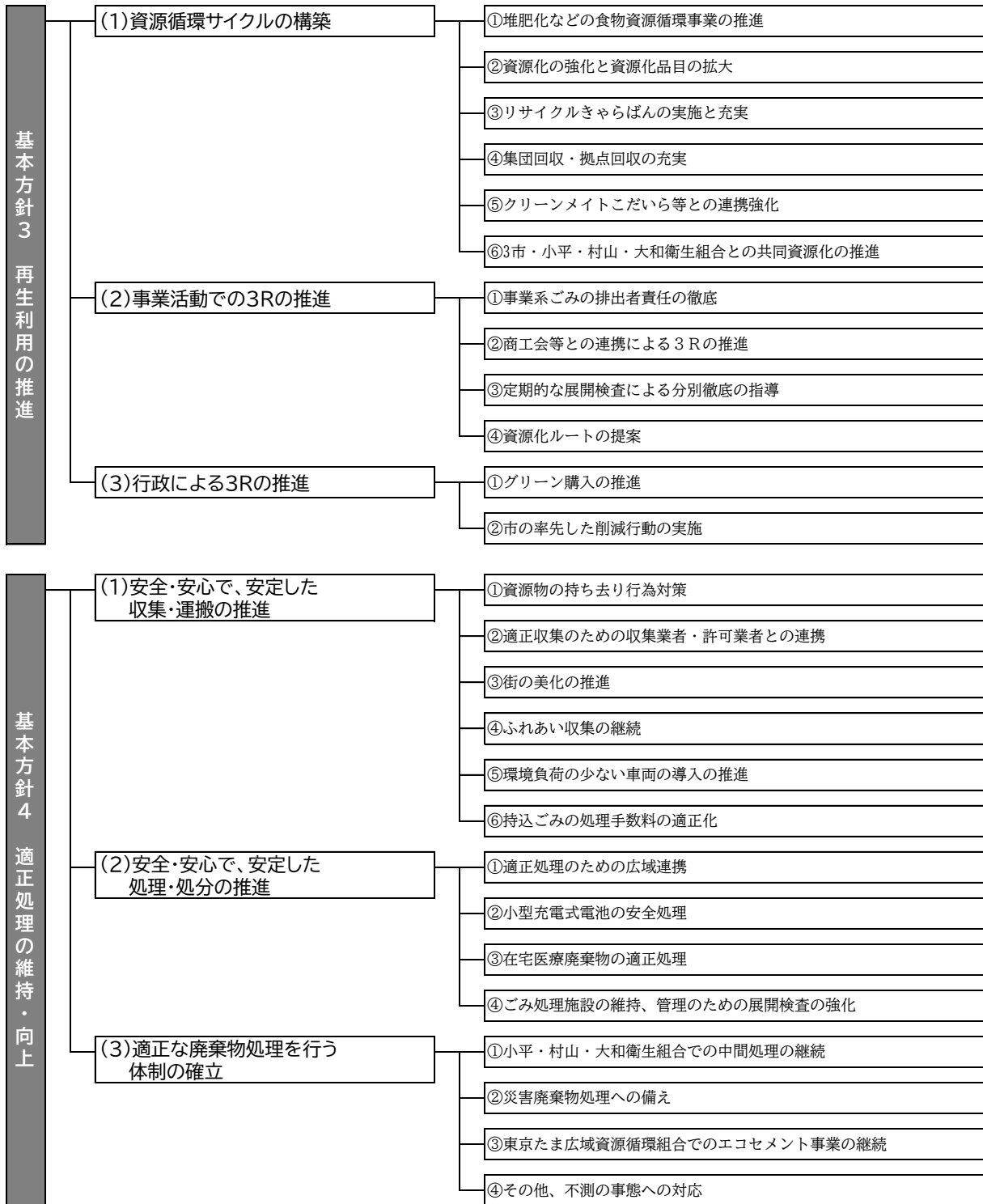
■入れてはいけないごみ

プラスチックの袋の切れ端や紙類などが紛れ込まないように注意しましょう。

第5章 市が実施する施策

1 施策の体系





2 基本方針1 循環型社会の実現に向けた協働の推進

(1) 環境学習・環境教育の推進

①市の施設を活用した環境学習・環境教育の推進

平成31(2019)年4月に稼働した小平市リサイクルセンターは、各種見学施設やリプレこだいらを併設しています。同じく平成31(2019)年4月に稼働した、小平市、東大和市、武蔵村山市のペットボトルとプラスチック製容器包装の中間処理を行う「エコプラザスリーハーモニー」にも、見学施設が整備されています。

- 小平市リサイクルセンターやエコプラザスリーハーモニーなどの環境施設の見学を通じた環境教育の充実を図ります。
- 施設を常時開放にすることにより、市民や子どもたちの見学の機会の増加を図ります。
- 実際のリサイクル工程を見学できるバックヤードツアーの実施など、市民や子どもたちに興味を持ってもらえる施設見学を工夫して実施します。

②出前授業・出前講座・講習会など市の施設外での環境教育の推進

市では、職員が学校や公民館、イベント会場に出向いて、さまざまな環境教育を実施しています。

- 小学4年生を対象とした出前授業を継続します。
- 環境に関するクイズや収集業者による実際の収集の様子の説明など、市民や子どもたちに興味を持ってもらえるような内容を工夫して実施します。

(2) 分別方法の啓発

①幅広い世代に応じた周知方法の促進

若年層の市民が、資源・ごみの分別や3Rの情報を得やすいように、「小平市ごみ分別アプリ」を作成しています。資源とごみの収集カレンダー、ごみの出し方、指定収集袋の販売店などを地図で検索できるアプリです。

- 「小平市ごみ分別アプリ」の機能の拡充を図ります。
- 公式フェイスブックや公式ツイッター等による情報発信を強化します。【重点】
- 汚れのついたプラスチック製容器包装をどのくらいきれいにすれば分別収集に出せるかなど、動画による分別の説明を検討します。

②カレンダー・パンフレットなどによる排出方法の周知

市民アンケート調査によると、資源・ごみの分別を調べる方法は、一番目が冊

子「資源とごみの出し方パンフレット・収集カレンダー」、二番目が冊子「分別をよりわかりやすく」で、紙媒体による方法が多くなっています。今後も、紙媒体による、よりわかりやすい情報提供に努めます。

- 冊子「分別をよりわかりやすく」の積極的な配布の検討【重点】
- 冊子を用いた効果的な周知方法と冊子の配布方法の検討

③転入者、外国人、高齢者にもわかりやすい表示方法の検討

資源とごみの分別を進めるためには、市民の誰もが理解しやすい表示方法が重要です。外国人向けの外国語版「資源とごみの出し方」パンフレットについては、英語版、中国語版（簡体字、繁体字）、ハングル語版を作成しています。転入者に対しては、転入手続き時に「資源とごみの出し方パンフレット」を配布しています。

- 外国語版「資源とごみの出し方パンフレット」については、他の言語による作成も検討します。
- 住民登録をせずに小平市に居住する学生に小平市の分別ルールを周知するため、不動産会社や大学との連携を検討します。
- パンフレット等に使用する活字は、高齢者や視覚障がい者に配慮した活字を使用します。
- 音訳・点訳版の「資源・ごみの出し方パンフレット」の充実

④イベント等を通じた啓発促進

市民・事業者・市が一体となった環境のイベント「こだいら環境フェスティバル」では、各種展示や資源物のイベント回収、フリーマーケットなどを実施しています。令和3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、やむを得ず中止しました。新型コロナウイルス感染拡大防止のための対策をしたうえでの、イベントの開催について検討します。

- イベント会場での分別の実物展示や分別動画の上映【重点】

⑤コロナ禍における感染対策を講じた廃棄物処理

ごみの排出や収集に際しては、新型コロナウイルス感染症対策を講じた廃棄物処理を行う必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症対策のため、市民に対して、袋はしっかり縛って封をする、ごみ袋の空気を抜いて出すなどの普及啓発を継続します。
- 委託業者に対しては、手洗いや手指の消毒などの基本的な感染対策の他に、出勤前の体温測定や休憩時間をずらすなど、クラスターを発生させないような対

策について協力を要請します。

(3) 情報共有・連携

①協定団体との連携強化

3R推進のため、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、また株式会社ジモティーとの協定を締結しました。

- セブン-イレブンとのペットボトルの店頭回収や、てまえどりポップの掲示連携の拡大
- ジモティーによる不要となった物の再利用を促し、今後の施策強化を模索【重点】

②意識向上のための情報提供

3Rを推進するためには、市民・事業者・市が情報を共有し、協働して取り組む必要があります。そのため、市は市民や事業者に対して次のような情報提供に取り組めます。

- 毎年の資源量やごみ量、一般廃棄物処理基本計画の数値目標の達成状況などを公表します。
- 多摩地域における小平市の順位などを公表します。
- 市民が排出した資源が、具体的にどのように再利用されているかを公表します。
- 家庭ごみ有料化による収入と使い道について公表します。

③拡大生産者責任の拡充の要請

循環型社会を実現するためには、そもそも、生産、販売段階でごみになるものを出さないことが重要です。事業者は、拡大生産者責任（EPR）に基づいて、製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等を通じて3Rの推進につながる取組を積極的に行うことが必要です。

- 拡大生産者責任に基づいて製造事業者や販売事業者（スーパー、薬局など）との協働を推進します。
- 市内の事業者（小売店舗等）に対して、資源物の店頭自主回収をはじめ、レジ袋や過剰包装の削減、ばら売りや量り売りなど3R推進に向けた取組の実施に向けた働きかけを行います。
- 3R推進に向けた取組を行う事業者（小売店舗等）を認定する「エコショップ こだいら（3R推進協力店）」制度の拡充や市民へ広く広報する仕組を検討します。【重点】

④資源やごみの排出実態の把握強化

資源やごみに関する施策を立案する上で、資源やごみの排出実態を把握することが必要です。市では、重要施策の検討に際してはごみ組成分析調査を、一般廃棄物処理基本計画の改定時には市民アンケート調査を実施しています。引き続きこれらの調査を活用して、資源やごみの排出実態の把握に努めます。

- 資源やごみ質の多角的な検証を実施します。例えば、資源やごみ質は地域別特色もあることから、地域別での調査方法を研究します。

⑤廃棄物減量等推進審議会による点検・検証・見直し

廃棄物減量等推進審議会では、市民、事業者、学識経験者などの様々な視点から、ごみ減量・資源化に向けたあり方など小平市の施策について審議し、答申を行っています。

- 市の施策の方向性や重要事業の内容に関しては、廃棄物減量等推進審議会に審議などを求め、より良い施策のあり方などを検討します。
- 本計画の進捗状況等については、毎年の廃棄物減量等推進審議会に報告し、計画の改定時等には、計画のあり方や重要施策についての審議を求めます。

3 基本方針2 発生抑制・再使用の推進

(1) ごみをださない生活の推進

①食品ロス削減の推進

「第8章 食品ロス削減推進計画」参照。

- 食品ロス削減推進計画に基づいた施策の実行

②マイバックなどによる袋削減の推進

令和2(2020)年7月、プラスチック袋有料化が導入され、プラスチック袋を辞退する人が増えています。引き続き、プラスチック袋の削減を推進するための取組を推進します。

- ビン・カンなどの排出時にカゴ出しを実施することで、排出用のプラスチック袋を削減

③粗大ごみ減量施策の推進

リプレこだいらでは、家庭から収集した粗大ごみや放置自転車のうち、再利用できる物について、小平市シルバー人材センターが修理し、展示・販売を行って

います。また、木製家具や自転車の修理を行っています。引き続き、これらの事業を継続します。また、令和4(2022)年7月、ジモティーと協定を締結し、まだ使用可能な粗大ごみに関してはジモティーを用いて、リユースに誘導する取組を実施しています。

- ジモティーとの連携拡大の研究【重点】

④生ごみ処理機器補助金の推進

ごみ減量を推進するためには、燃やすごみの中で最も多い割合を占める生ごみの減量が必要です。

- より多くの市民が参加できるよう、食物資源（生ごみ）処理機器の購入費補助制度を幅広く周知します。
- 食物資源堆肥化講習会やダンボールコンポストの講習会を実施します。
- ごみとして出す際の水切りを徹底し、ごみの減量を啓発します。

(2) モノの再使用の促進

①リユースサイト・事業者との連携強化

リユースについては、リサイクルショップやレンタルサービスの他に、インターネットで個人が物を売ったり買ったりできるフリマサイトの市場が拡大しています。また、自治体とリユース業者が連携して、粗大ごみのリユースを促進する事例もあります。

- リユースについて、民間事業者との連携のさらなる拡大を検討します。

②リユース食器の活用

ごみを出さないイベントを実現するために、市内で行われるイベント、行事等を実施する市民の団体、グループなどに対して、洗って繰り返し使えるリユース食器・容器を貸し出しています。

- リユース食器の貸し出しを継続するとともに、認知度向上のための普及啓発を行います。

4 基本方針3 再生利用の推進

(1) 資源循環サイクルの構築

①堆肥化などの食物資源循環事業の推進

食物資源循環事業は、家庭から出る生ごみを専用容器で分別収集し、堆肥化を

する事業で、令和3(2021)年度には1,248世帯が参加しています。また、生ごみの自家処理の支援のために、食物資源(生ごみ)処理機器の購入費補助制度、食物資源堆肥化講習会やダンボールコンポストの講習会を実施しています。

- 食物資源循環事業について制度の周知に努めます。
- 回収方法や堆肥化方法など、よりよい手法について検討します。
- できた堆肥については、公園、公共施設の花壇、農園等での使用など、環境学習での活用を図ります。

②資源化の強化と資源化品目の拡大【重点】

市では、資源物の分別収集、集団回収、拠点回収など、品目の特性に応じてさまざまな資源化を実施しています。令和元(2019)年度には、リサイクルセンターにおいて、陶磁器食器や廃食油、小型家電等の常時回収を開始しました。

- 古紙については、ごみとして捨てられている割合の高い、雑がみの回収について普及啓発を強化します。
- プラスチック製容器包装については、分別の徹底とプラスチック製容器包装の排出方法について普及啓発を強化します。
- 既存の資源化品目の資源化を強化するとともに、新たな品目の資源化についても情報を収集し、調査・研究を進めます。

③リサイクルきゃらぼんの実施と充実

陶磁器食器、小型家電、未利用食品、廃食油、牛乳パック、雑貨を、年4回のペースで、あらかじめ日時と場所を決めて回収する「リサイクルきゃらぼん」を実施しています。

- 既存品目の資源回収については引き続き継続し、実施日の増加や回収拠点の拡充など、市民の利便性を向上する対策について検討します。
- 資源化を巡る状況などに応じて、新たな資源化品目について検討します。

④集団回収・拠点回収の充実

集団回収とは、自治会、子ども会、マンション管理組合など地域団体が主体となって、行政に頼らず自主的な資源回収をする制度です。市では、集団回収を地域コミュニティの醸成の場としての意味を持つと捉え、行政回収に優先するものと位置づけています。

- 集団回収の実施を、集合住宅や自治会に働きかけます。
- 資源価格の変動など、集団回収を巡る状況の変化を研究し、よりよい手法を模索します。

⑤クリーンメイトこだいら等との連携強化

廃棄物減量等推進員は、「クリーンメイトこだいら」を愛称に、地域の分別指導やパトロールなどを主な役割とし、このほか市との協働事業として、マイバッグキャンペーンや不法投棄監視ウィーク、資源物持ち去り行為監視月間における監視活動を実施しています。

- 地域に根ざしたクリーンメイトこだいらの特性を生かしながら連携を強化し、活動の継続と充実を図ります。【重点】
- ごみ減量・資源化に向けた新たな視点による施策を導入するため、幅広い年齢層の市民との協働を検討します。

⑥3市・小平・村山・大和衛生組合との共同資源化の推進

小平市、東大和市、武蔵村山市及び小平・村山・大和衛生組合と共同で「3市共同資源化事業基本構想」を策定し、平成31(2019)年4月には、ペットボトルとプラスチック製容器包装の中間処理を行う「エコプラザ スリーハーモニー」を稼働しました。引き続き、3市による共同資源化を継続します。

- 構成3市と小平・村山・大和衛生組合のさらなる共同資源化の協議を継続します。

(2) 事業活動での3Rの推進

①事業系ごみの排出者責任の徹底

事業者は、その事業活動に伴って生じた資源・ごみについては、自らの責任で適正に処理をする自己処理が原則です。また、3Rの推進や適正処理の確保に関して市の施策に協力することが求められます。

- 大規模事業者に対しては、事業用大規模建築物の所有者による廃棄物の発生抑制及び再利用に関する計画書の提出や、廃棄物管理責任者の選任をもとに、3R推進の取組を求めます。
- 中小の事業者に対しては、商工会など事業者団体と連携しながら、取組を求めます。

②商工会等との連携による3Rの推進

市内業者の窓口である商工会を介し、3Rの推進を図ります。

- 商工会を通じて会員宛てに定期的に3R推進の案内を送付してもらうよう要請します。

③定期的な展開検査による分別徹底の指導

事業系ごみに混入している資源物を減らすため、小平・村山・大和衛生組合に搬入されたごみについては、開封して分別に問題がないかをチェックする展開検査を継続します。

- 展開検査による分別指導の強化【重点】

④資源化ルートの提案

ごみとして処分するよりも有益なりサイクル業者への搬入ルートを提案し、また、企業イメージ等が向上することもあわせて案内します。

- 小規模事業者にも合致したりサイクルルートの提案を模索します。

(3) 行政による3Rの推進

①グリーン購入の推進

物品やサービスを購入する際に、環境負荷の小さいものを選択することをグリーン購入と言います。市では、地球の環境に配慮した物品の購入を推進します。

- グリーン調達 of 積極的な活用を推進します。

②市の率先した削減行動の実施

- 資源とごみの減量について、職員向けの情報提供を行い、ごみ減量に配慮する意識の高い職員の養成に取り組みます。

5 基本方針4 適正処理の維持・向上

(1) 安全・安心で、安定した収集・運搬の推進

①資源物の持ち去り行為対策

市による回収のために出された古紙などの資源物を、市の委託業者以外の者が無断で持ち去る行為が発生しています。市は条例を改正し、平成25(2013)年から持ち去り行為を禁止しています。

- 職員による資源物持ち去りパトロールの実施、持ち去り禁止の看板設置などにより、持ち去り防止に努めます。
- クリーンメイトこだいらと協働して、持ち去り行為に対応します。
- 警察や自治会などの地域関係団体との連携について検討します。

②適正収集のための収集業者・許可業者との連携

未分別のごみや処理困難物について、適正な収集業務を継続します。

- 収集委託業者と定期的な連絡会を開催し、連携を図ります。【重点】
- 収集業務に支障が生じるような事態においては、事前に収集業者と連携を図り、適正な収集業務の維持に努めます。

③街の美化の推進

令和4年6月1日に「小平市まちの環境美化条例」を施行しました。

- 市民や市内に居る人の一人ひとりが、街を清潔にすることを自覚し、地域の環境美化活動に協力することを促すための普及啓発を行います。
- 毎年5月30日以降の最初の日曜日をごみゼロデー、毎年10月1日から7日までをみんなでまちをきれいにする週間と定めます。
- 市内6駅周辺を環境美化推進重点地区とし、禁止事項の行為者への指導を行うため指導員を設置します。
- クリーンメイトこだいらによる排出指導や不法投棄監視活動、職員による個別の指導等を引き続き実施します。【重点】
- 不適正な分別など、排出ルールが守られない集合住宅については、管理会社を通じた排出指導等も合わせて行い、改善を図ります。

④ふれあい収集の継続

高齢化社会の進行に伴って、集積所へのごみ出しが困難な世帯が増加することが予想されます。

- 高齢者や障がい者など、集積所へのごみ出しが困難な世帯への支援のため、一定の要件を満たしている場合に、玄関先などからの収集を行うふれあい収集を継続します。
- ふれあい収集は安否確認を兼ねて実施し、対象世帯から一定期間ごみが出ていないときなどには、福祉部門と連携して対応します。

⑤環境負荷の少ない車両の導入の推進

地球温暖化防止の観点から、委託業者及び許可業者に対して、天然ガス車やハイブリッド車など、温室効果ガスの排出量の少ない車両の導入を働きかけます。

- 高額な費用がかかることから、引き続き近隣市の導入状況等を研究していきます。

⑥持込ごみの処理手数料の適正化

事業系ごみ処理手数料は排出者責任を明確にし、処理の実費相当分を負担することが妥当であることから、令和5年4月より改定される予定です。

- 引き続きごみ処理手数料については、適正な処理手数料となるよう検証し、定期的な見直しを継続します。

(2) 安全・安心で、安定した処理・処分の推進

①適正処理のための広域連携

多摩地域では、焼却施設の更新時には、必要に応じて他自治体の施設に処理を依頼する広域支援を行っています。現在、小平・村山・大和衛生組合のごみ処理施設の整備に際しては、燃やすごみの一部を近隣自治体で処理しています。今後も、安定的な処理を継続するため、多摩地域における広域支援の枠組みを維持します。

- 今後も他市との情報共有を図り、円滑な対応に努めます。

②小型充電式電池の安全処理

リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池などの小型充電式電池がごみに混入すると、発火によりごみ収集車やごみ処理施設における火災の原因になります。

- 小型充電式電池は、市の施設及びリサイクル協力店で回収します。
- 市の施設及びリサイクル協力店で回収できることを、市民に対して普及啓発していきます。
- より安全な収集及び処分方法について、研究していきます。
- 市民に対して、安全な排出方法を啓発していきます。【重点】

③在宅医療廃棄物の適正処理

進展する高齢化社会に対応するため、医療機関や薬局などと連携しながら、在宅医療廃棄物の適正処理に努めます。

- 協定に基づき、排出ルートを確保したうえで、適正な排出方法を啓発していきます。

④ごみ処理施設の維持、管理のための展開検査の強化

ごみに不適切なものが混入すると、ごみ処理施設を痛めたり、ごみ処理施設が停止する原因になったりしますので、搬入されたごみについては、開封して分別

に問題がないかをチェックする展開検査を継続します。

- 展開検査の回数を増やすなど、展開検査の強化を行います。
- 排出事業者への分別徹底の指導を行います。

(3) 適正な廃棄物処理を行う体制の確立

①小平・村山・大和衛生組合での中間処理の継続

中間処理については、施設整備を進めながら、以下のとおり処理を行います。

- ごみの中間処理は、施設整備を進めながら、小平・村山・大和衛生組合において行います。【重点】
- 現在のごみ焼却施設は老朽化・旧式化していることから、令和7年10月からの稼働に向けて、新しいごみ焼却施設を整備します。
- ペットボトル、プラスチック製容器包装の中間処理は、小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設（エコプラザスリーハーモニー）で行います。
- ビン、カン等の中間処理は小平市リサイクルセンターで行います。

②災害廃棄物処理への備え

大規模な震災や台風等の巨大な風水害が発生した場合、災害廃棄物が多量に発生します。災害廃棄物の処理については、「第7章 災害廃棄物処理計画」に基づいて実施します。

- 災害廃棄物処理計画に基づき、適正な処理を推進します。【重点】

③東京たま広域資源循環組合でのエコセメント事業の継続

小平・村山・大和衛生組合における中間処理によって生じる焼却残さについては、東京たま広域資源循環組合が管理・運営する二ツ塚廃棄物広域処分場での最終処分を行います。

- 市としての各施策の実施のほか、小平・村山・大和衛生組合での中間処理段階における資源化の拡大など、最終処分量の削減に努めます。
- 処分場への搬入廃棄物の適正化を維持します。
- 公共工事でのエコセメント製品の利用などを通じて、エコセメント事業を支援していきます。
- 燃やさないごみ・粗大ごみ破碎残さについては、埋め立てゼロを継続します。

④その他、不測の事態への対応

大規模災害以外にも、不測の事態による中間処理施設の稼働停止に対応するた

め、近隣自治体や東京都と連携して、広域支援体制を維持します。

- 様々な状況に対応し、処理・処分の継続に努めます。

第8章 食品ロス削減推進計画

1. 総論

(1) 食品ロスの発生状況

国際的に食品ロスの削減は重要な課題です。世界の食料生産量の3分の1に当たる約13億トンもの食料が毎年廃棄されていると推計されます。

日本の食品ロスは年間約522万トン（令和2（2020）年度農林水産省推計）であったと推計され、日本人の1人当たりの食品ロス量は1年で約41kgとなります。これは、日本人1人が毎日お茶碗一杯分（約113g）のご飯を捨てているのと同程度です。一方、2019年に行われた国際連合世界食糧計画（国連WFP）による世界で飢餓に苦しむ人々に向けた食料援助量は約420万tであり、日本の年間食品ロスは世界全体の食糧援助量をはるかに超える量となっています。

世界の人口は増え続けており、2050年には約97億人に達すると推計されています。また、途上国を中心に8億人以上の人々が飢えや栄養不良で苦しんでいるとされています。食品ロス対策を行わず、今のままの状況が続くことは、人口増加により食料危機に拍車がかかり、貧困層の増加を招き、国際的な紛争にもつながりかねません。

食品ロスは、単に食品の無駄という身近な問題であるだけでなく、地球規模での気候変動や水問題、貧困や飢餓問題などに大きく関係しています。そのため、食品ロスの削減が、多面的な問題解決につながるという視点を持つことがとても大切です。食品ロスの削減は、国、自治体、事業者など様々な立場の人の協力が不可欠です。また、個人一人ひとりの意識と行動が大切です。

(2) 国内外の動向

国際的には、持続可能な開発目標（SDGs）のターゲット12.3に「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる」、ターゲット12.5に「2030年までに廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」ことが盛り込まれ、食料の損失・廃棄の削減の目標が設定されています。

国では、家庭系食品ロス量については、「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30（2018）年6月閣議決定）において、平成12（2000）年度比で令和12（2030）年度までに半減させる目標を設定しています。事業系食品ロスについては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」の基

本方針において、同様の目標値を設定しています。また、令和元（2019）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、令和2（2020）年3月には、基本方針（「食品ロスの削減に関する基本的な方針」）が閣議決定されました。食品ロス削減推進法では、都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、「食品ロス削減推進計画」を策定することが努力目標とされています。

都では、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく「東京都食品ロス削減推進計画」を令和3（2021）年3月に策定し、令和12（2030）年度に向けた主要目標として、平成12（2000）年度の食品ロス発生量76万トンを半減すると掲げています。また、食品ロスに関して考えるきっかけとなることを目的とした啓発冊子「東京食品ロス0（ゼロ）アクション」を作成し、普及啓発に努めています。さらに、CO₂排出実質ゼロへのビジョンと具体的な取組・ロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」において、2050年の目指すべき姿として、食品ロス発生量の実質ゼロを掲げています。

以上を踏まえ、小平市では「小平市食品ロス削減推進計画」を策定し、市民、事業者、市が、相互に連携・協力し、食品ロス削減の取組を進めます。

（3）計画の位置付け

小平市食品ロス削減推進計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき市町村が国または都の基本方針等を踏まえて策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（市町村食品ロス削減推進計画）として位置付けます。

また、「小平市第四次長期総合計画」「小平市第三次環境基本計画」「小平市第四次一般廃棄物処理基本計画」「小平市食育推進計画」との調和を図るものとし、ます。

（4）計画の期間

令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化、食品ロス削減推進法その他の制度の改正などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

2. 食品ロスの現状と課題

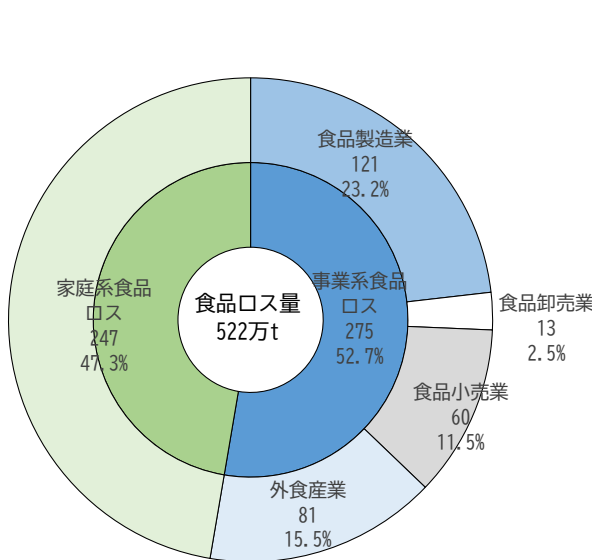
(1) 国と都の食品ロスの現状

食品ロスは事業活動を伴って発生する「事業系食品ロス」と各家庭から発生する「家庭系食品ロス」の大きく2つに分けることができます。

令和2(2020)年度の日本の食品ロスの発生量は年間約522万t(令和2(2020)年度農林水産省推計)であったと推計されます。発生量の内訳は、522万tのうち事業系食品ロスは275万t、家庭系食品ロスは247万tです。さらに事業系食品ロスの業種別発生量の割合は食品製造業23.2%、外食産業15.5%、食品小売業11.5%、食品卸売業2.5%となっています。

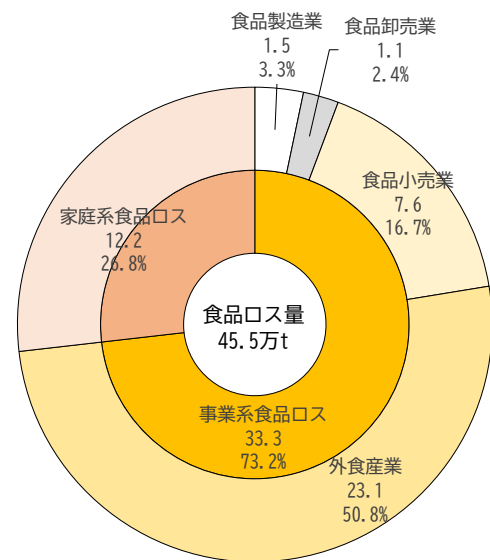
東京都においては、平成30(2018)年度の食品ロスの発生量は年間約45.5万t(平成30(2018)年度東京都環境局)であったと推計されます。発生量の内訳は、45.5万tのうち事業系食品ロスは33.3万t、家庭系食品ロスは12.2万tです。さらに事業系食品ロスの業種別発生量の割合は外食産業50.8%、食品小売業16.7%、食品製造業3.3%、食品卸売業2.4%となっており、外食産業が5割以上を占めています。

食品ロスを減らすためには、家で食品ロスが出ないようにするだけでなく、食品を買う店、外食をする店でも食品ロスを減らすことを意識する必要があります。



出典：令和2(2020)年度農林水産省

図 8-1-1 日本の食品ロス量の内訳



出典：平成30(2018)年度東京都環境局

図 8-1-2 東京都の食品ロス量の内訳

(2) 小平市の食品ロスの現状

令和3(2021)年度に「小平市ごみ組成分析調査」を実施しました。その結果、市の収集ごみのうち家庭ごみの燃やすごみの38.6%は生ごみでした。また、食品ロスの内訳は直接廃棄※が7.7%、食べ残し※が3.2%で合わせて10.9%でした。小平市の令和3年度の燃やすごみの量31,644tから推計すると、このうち、3,449tが食品ロスとなります。

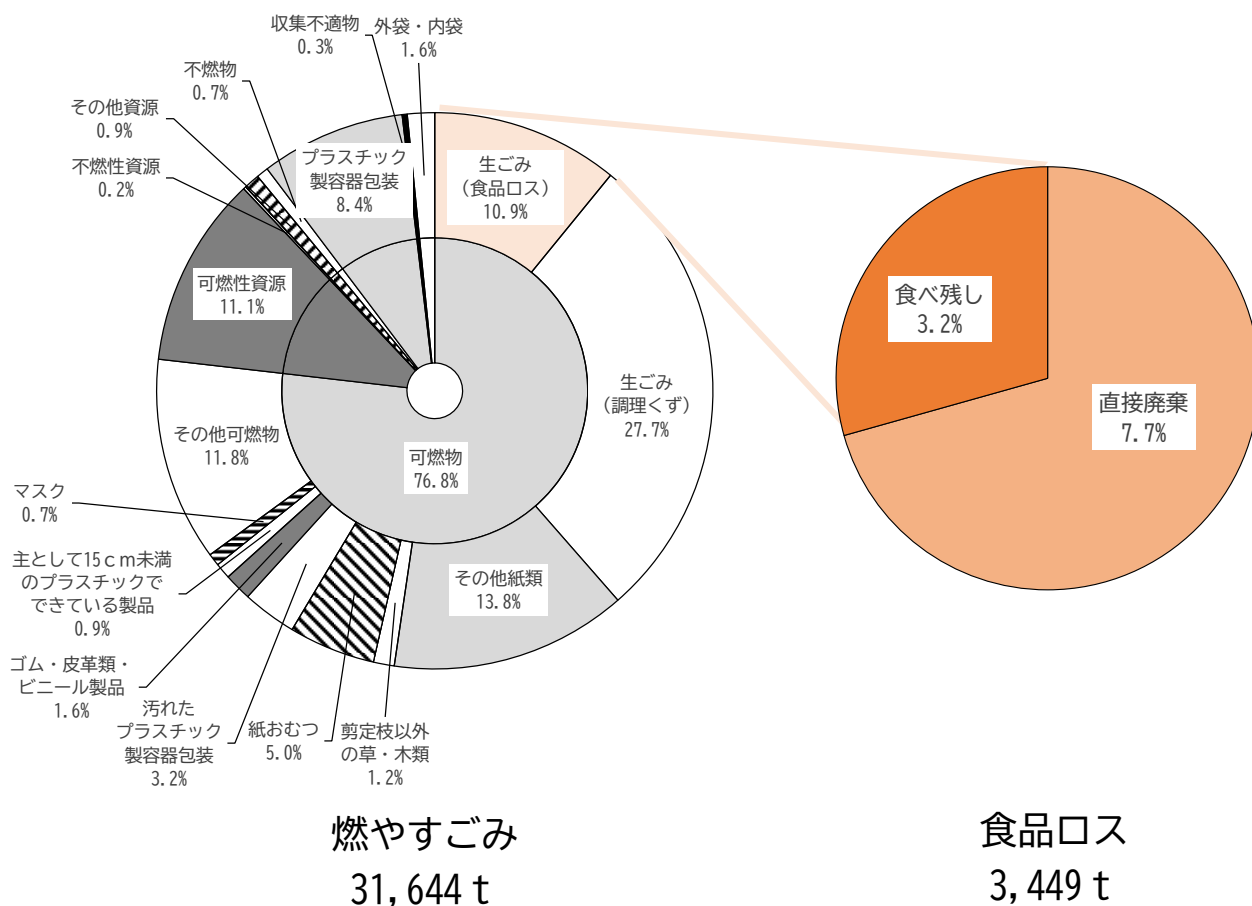


図 8-1-3 燃やすごみの食品ロスの量

食品ロス

まだ食べられるのに廃棄されてしまう食品のことで、大きく3つに分類されます。

- 直接廃棄：賞味期限切れ等により食べられず・調理されずに直接廃棄されたもの。
- 食べ残し：食卓に出した食品のうち食べ切らずに廃棄されたもの。
- 過剰除去：野菜の皮を厚くむき過ぎるなどで、食べられるのに捨ててしまうもの。

3. 市の取組

食品ロスを減らすためには、市民一人ひとりや個々の事業者が主体的に食品ロスを減らすような行動を取るよう、促していく必要があります。

食品ロス削減に向けた取組として、次の施策を実施しています。

①未利用食品を回収するフードドライブ

○平成 27（2015）年より行っているイベントや「リサイクルきゃらぼん」での未
利用食品の回収

○持ち寄られた食品は小平市社会福祉協議会を通じて、「こども食堂」や生活困
窮者等に提供



【イベントにおけるフードドライブのようす】

②啓発活動

- 市報や、ホームページでイベントのお知らせや、市の取組の掲載
- 商工会を通じて、飲食店やスーパーに食品ロスへの取組の周知
- 三角柱を作成し、市役所の食堂や市役所各課、出張所、地域センター、小学校に配布



【小平市オリジナルの三角柱】

- 「食品ロス削減月間」に合わせて「てまえどり運動」の実施



【小平市オリジナルのてまえどりポップ】

③全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会への加盟

○全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会（以下、「協議会」という。）とは、地方公共団体により広く全国で食べきり運動を推進し、3Rを推進するとともに、食品ロスを削減すること等を目的として設立された自治体間のネットワークです。小平市は平成29（2017）年6月に同協議会に参加し、現在では430以上の自治体に参加しています。

市は協議会と連携し、30・10（さんまる・いちまる）運動※など食べきり運動の普及啓発を行ってきました。

※30・10（さんまる・いちまる）運動

宴会時などにおける食べ残しを減らすため、開始の30分、最後の10分は皆で料理をしっかり食べる時間を設ける取組のことであります。

30・10(さんまる・いちまる)運動

乾杯後 30分は
お食事タイム



宴会なかばは
歓談タイム



残り 10分は
食べきりタイム



環境省 3010 運動普及啓発用三角柱POP



④生ごみを堆肥化するための事業

○家庭から出る食物資源（生ごみ）を分別収集し、再資源化業者に引き渡し、堆肥化を行う食物資源循環事業の実施

○ごみの減量及び生ごみの有効利用を図るため、食物資源処理機器購入費補助金の交付



【食物資源循環事業で生ごみを回収する専用のバケツ】

⑤環境教育・環境学習

- 市内の小学生（主に4年生）や中学生（特別支援学級）を対象とした、ごみの減量や3Rについての出前授業の中で、給食の食べ残しを減らすように啓発
- 市内各小・中学校の食育リーダー（栄養士等）が学校ごとに食育指導計画を毎年作成しており、その中で食品ロス削減についても啓発
- 子ども向けホームページ「こだいらKID's ぶるべーのさんぽみち」で情報を発信



【市立小学校での出前授業のようす】

⑥防災備蓄食品も積極的な有効活用

- 賞味期限の近くなった防災備蓄食品については、地域の防災訓練での利用や小平市社会福祉協議会等を通じて「こども食堂」や生活困窮者等への提供による有効活用を行っています。

4. 基本指針

本計画の基本理念である「こつこつ小平 『もったいない』が 根づくまち」は食品ロス削減の主旨にも合致します。常に「もったいない」という意識を持って、日々の生活の中でこつこつと取り組んでいき、「もったいない」が根付き、あたりまえになることで、食品ロスは減らしていくことができます。

5. 指標

食品ロスを削減するためには、一人ひとりの地道な努力が必要です。そのため、進捗状況を評価する指標として、アンケート調査に市民の食品ロス削減に関する認知度・取組等に関する項目を設定し、中間見直し時期である令和9（2027）年度における目標値を次のように設定します。

質問	選択肢	令和4年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
1か月の間に食品（食材）を捨てたことはありますか。	あまりなかった	43.4%	60.0%
食品ロスを出さないために行っていることはありますか。	必要な分だけ買う	68.8%	80.0%
	食材を無駄なく使う	61.0%	70.0%
	飲食店では食べきれぬ量を注文する	54.1%	60.0%
	料理を作りすぎない	38.2%	40.0%
	特に何もしていない	2.7%	0.0%
買い物の際、奥から商品を取ることはありますか。	よくある	26.7%	20.0%

6. 行動指針

(1) 市民の役割と行動

●情報収集と学習

- 食品ロスを巡る状況の情報を収集し、学習します。
- 食品ロスに関する料理教室など興味のある分野を通じて食品ロスを考えます。

●買うとき・作るとき・食べるとき

- 買い物前に冷蔵庫の中身を確認して無駄なものの購入を防ぎます。
- 「賞味期限」と「消費期限」をチェックして、食べきるようにします。
- 食べきる、使いきることを意識して調理し、食べ残しをしない、生ごみを出さないようにします。
- 食べられる量だけ注文し、残さず食べます。
- 料理が残ってしまったときは、飲食店に確認の上、自己責任の範囲で持ち帰ります。
- 宴会では「30・10 運動」を実践します。

●食品の保存

- 定期的に冷蔵庫内を確認し、適切な保存と食材を使い切るようにします。
- 災害時用食料の備蓄については、「ローリングストック法※」で行います。

※ローリングストック法

普段から少し多めに食材、加工品を買っておき、使ったら使った分だけ新しく買い足していくことで、常に一定量の食料を家に備蓄しておく方法



- どうしても使い切れない場合は、フードドライブを活用します。

●生ごみの堆肥化

- 食物資源循環事業に参加します。
- 食物資源処理機器を利用して生ごみを堆肥化します。

(2) 事業者の役割と行動

●一般事業者・従業者

- 従業員の昼食などで、市民と同様の取組を行います。

●飲食店や食品販売店

- 食品リサイクル法の対象事業者は、生ごみの減量やりサイクルを推進します。
- 小盛りメニューや少人数用メニューなど客層に応じた量を提供する工夫をします。
- ドギーバッグ※を用意するなど、可能な限りお客が自己責任で食べ残しを持ち帰る環境を整えます。
※ドギーバッグ：飲食店などで、食べきれなかった料理を持ち帰るための容器。
- 調理くずを出さないように、調理方法などを工夫します。
- 宴会メニューなどは、お客と相談して量を決めます。
- 宴会では「30・10 運動」を働きかけます。
- 小分け商品を採用します。
- 賞味期限・消費期限が近いものは、お得感のある販売方法を工夫します。
- 食品販売店は、売れ残りや規格外商品をフードバンクに引き渡します。
- クリスマスや節分などイベントに関係する食品は、予約購入制等を採用し、需要に応じた販売を行い、ロスが出ないように努めます。

(3) 市の役割と行動

- 多くの未利用食品がごみとして出されている実態を踏まえて、特に「もったいない」を強くアピールして、広報やイベントなどを通じて啓発します。
- イベントやりサイクルきゃらばんにおいて実施しているフードドライブを継続して行います。
- 協議会と連携し、30・10（さんまる・いちまる）運動など食べきり運動の普及、啓発を行います。
- 外食産業から出る食品ロスの削減を推進するため、食べ残し削減に取り組む飲食店を協力店として認定し、市からも広報を行うなど、市内飲食店に働きかけ、サポートを行い、連携を図ります。
- ごみ組成分析調査を定期的実施し、分析結果を市民へ周知するとともに、分析結果から得られたデータをもとに効果的な施策を検討します。

賞味期限と消費期限

■賞味期限…「おいしく食べられる期限」

記載されている保存方法を守っていた場合に、表示の「年月日」まで、品質が変わらずにおいしく食べられる期限です。この期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではありません。スナック菓子、カップめん、レトルト食品、かんづめ、ペットボトル飲料など、いたみにくい食品に表示されています（作ってから3か月以上もつものは「年月」で表示することもあります）。



■消費期限…「安全に食べられる期限」

記載されている保存方法を守っていた場合に、表示の「年月日」まで安全に食べられる期限です。お弁当、おにぎり、サンドイッチ、総菜、ケーキなど、いたみやすい食品に表示されています。



家庭で食品ロスを減らすコツ

■買う時

- 買い過ぎや買い忘れを減らすため、買い物前に冷蔵庫をチェックします。
- 量り売りを活用し、食べる分・使う分だけ買います。
- すぐに食べる・調理するときは、消費期限・賞味期限が近い商品を選びます。



冷蔵庫をチェック！

■保存する時

- 調理で余った食材は、食材に合わせた保存方法で鮮度を保ち使い切ります。
- 透明な容器に保存し、食材の名前と日付を記入するなど、何があるかひと目でわかるように整理し、使い忘れをなくします。



食材名と日付で
わかりやすく！

■調理する時

- 捨ててしまいがちな葉っぱや皮、切れ端なども調理方法を工夫して使います。
- 先に買った食材や傷みやすい食材から先に使います。
- 食べ残した料理もリメイクレシピで新しいおかずを作ります。



リメイクレシピで新しいおかずに変身！

■食べる時

- 食べきれぬ量だけお皿に盛り付け、残さず食べます。
- サラダなどの傷みやすい料理を先に食べ、煮物などの日持ちのする料理を後に食べるなど、食べる順番を工夫して無駄なく食べきります。



きれいに食べきり、
ごちそうさま！

ダンボールコンポスト

■用意するもの

- しっかりしたダンボール（サイズの例：タテ 32cm、ヨコ 46cm、高さ 29cm）
- 基材 腐葉土 20ℓ、米ぬか 7ℓ
- ガムテープまたはクラフトテープ
- 底に敷く新聞紙またはダンボール
- 虫除け用布製カバー
- シャベル
- 通風のための台（プラスチックの網状の苗入れやブロックなど）
- 温度計



■準備

- ①ダンボールを組み立てます。
- ②次に底の内側も縦に 1 本、横に 2 本テープで貼り付けます。
- ③ダンボールの上の部分を中へ折り曲げ、その端をテープで貼り付けます。
- ④四隅の外側をテープでおさえます。
- ⑤底に新聞紙かダンボールを敷きます。
- ⑥基材の腐葉土と米ぬかをよく混ぜて床を作ります（深さは約 15cm）。

■生ごみを入れます

- ①生ごみを入れる量は、1日に最大 1kg くらいまで。
- ②生ごみを、2~3cm 程度に切ります。水分の多いものは干します。
- ③シャベルで床を掘り、その穴に生ごみを入れ、米ぬかを一握りか二握りかけ、よく混ぜて、その上に基材をかけてシャベルでつつき埋めならしめます。
- ④この作業を毎日繰り返します。
- ⑤床の温度は夏は 60℃、冬は 40℃くらいになります。

生ごみを投入する前と後で温度計で測り比べてみましょう。

■入れないほうが良い生ごみ

玉ねぎの皮・貝殻・鶏の骨・とうもろこしの皮や芯・梅干しの種・ナッツ類の殻・タケノコの皮など。柑橘類の皮も小さく切るか、投入を控えてください。

■入れてはいけないごみ

プラスチックの袋の切れ端や紙類などが紛れ込まないように注意しましょう。